

## 宇佐八幡宮祠官漆嶋氏の系図

恵良宏

## 一、はじめに

本系図は、大分県宇佐市四日市町（旧宇佐郡荒木村）の乙咩和俊氏の所蔵にかかるものであるが、本来は和俊氏の母堂峯女が実家、同町樋田の旧宇佐八幡宮祠官樋田家より、古文書とともに持参したものであるという。

樋田家の古文書は、早く学界に「樋田中心所蔵文書」（昭和十年）として紹介され、古くは平安時代より、江戸時代末に至るまで二百通に及ぶ地方の文書としてはまとまったものの一つである。本系図はその文書とともに伝来したもので、昨年、乙咩氏の古文書を九州大学で購入した際、系図のみは残されたのである。樋田文書は、種々引用されたりするわりには、公刊されたものが少く、昭和二十八年より三十九年までに行われた「大分県史料」の刊行にも漏れ、現在は、平安時代の四通（『平安遺文』所収）と九州大学文学部に入ったものを除いては、（註①）東京大学史料編纂所所蔵の写真によってしか見ることはできない。また大部分の原本も所在不明の状態である。この系図は、それらの文書の理解の最大の資料となるもので、樋田家の文書のみならず、宇佐八幡宮に關係した漆嶋姓の諸家に伝来する文書（辛島文書・金光文書・奥文書・居倉文書・北文書<sup>註②</sup>等）を補うものであることは言うまでもない。

成立年代は明らかにされないが、これを外的に見た場合、紙質、筆蹟、墨色、記載様式などから考えて、鎌倉時代末期ないし南北朝時代のもので推定され、それよりも降るものではないと思われる。その内容などから見ても、各系統とも、ほぼ鎌倉末・南北朝時代初頭に史料に現われる人名をもって書き止めていることも、その成立年代を推測できよう。従って、この資料は系図なるが故に、作為のものであると速断して無下に捨て去ることはできないように思われる。ことに樋田家の文書が、やがては宇佐八幡宮關係史料として公刊された時期には、本系図もこれらの文書資料を補って余りあるものがあると考え次第である。また現在知られている漆嶋姓諸氏の系譜、系図——辛島系図・金光系図——はいづれも、

近世初期に書かれたものであつて、その他の家系書上類もほとんど近世の中・末期のものである。その意味でも中世に遡る系図としては貴重なものとせねばならない。

## 二、宇佐八幡宮の漆嶋氏について

豊前国の漆嶋氏は八幡神の成立する以前、五・六世紀に鍛冶・採鉱・龜卜に關係するシャーマンの神<sup>註③</sup>韓國神（香春神ともいわれる）を祀っていた秦氏の支配下におつた新羅系帰化氏族<sup>註④</sup>辛島勝氏の後裔である。本系図にはその始祖は記されないが、「辛島氏系図」や「辛島氏の家系書上帖」には、神話に出てくる素戔嗚命の子孫とし、應永の頃には、「吾が昔ハやまと<sup>日本武命</sup>たけの御ことの御ゆせき<sup>遺跡</sup>、赤丸より漆嶋の性お給て、西国に跡を留、その後赤八より神民となりて、或社務として<sup>宇佐宮</sup>宮中に居住し」とのべているように、<sup>註⑤</sup>いづれも天皇家とのつながりを傳承しているが、奈良時代の史料には、辛島勝龍麻呂とある如く、帰化人の姓たる勝を稱しているのので、先述の如く韓系の帰化氏族と見るべきであらう。八世紀になつて、大神・宇佐二氏族と結びついて宇佐八幡宮の創紀に活躍した。ことにその祠官たる称宜（シャーマン）は辛島氏出身によつて占められていたのであるが、前二氏の宇佐宮祭祀と広大な神領の支配権をめぐる争いの中に、司祭者の地位を奪われ、平安時代に入つての辛島氏一族は主として、檢校職を中心とした、宇佐宮内の事務官僚化していった。平安中、後期では、宇佐宮の三種の役人——祠官・庁分・神人——のうち、事務職員ともいふべき庁分に相当する、弁官、官人代、貫首といった役職と宇佐宮領の封郷司——辛島・高家二郷の郷司を世襲し、末社の泉・瀬社（樋田社）の社司等を兼帯し、次第に在地の有力者<sup>註⑥</sup>在地領主化していった。

それら封郷の支配は、封郷民の人身的支配と土地支配（郷司としてはほとんど

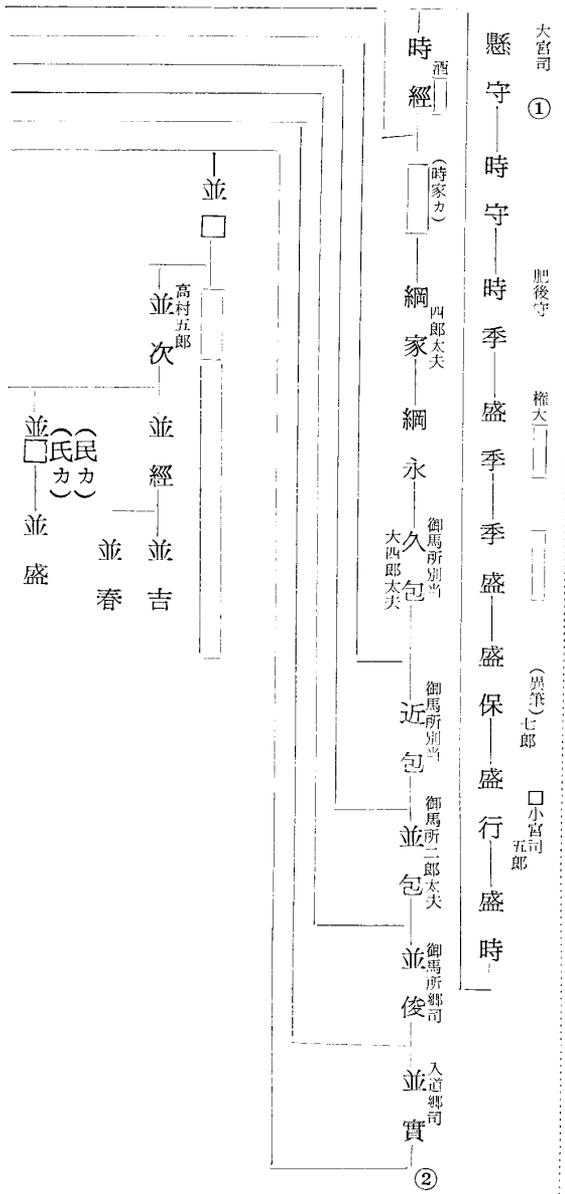
積極的な意味をもたない支配であった)を宇佐宮から委ねられた型をとり、宇佐宮の役人であることによってはじめてこれらの領知権を得るといふ脆弱な私領主であったが、中世に入るとやがて武士の活動を行い、実質的に領主化したものが多い。庶家の金光氏は鎌倉時代には、神官御家人となっている<sup>(註6)</sup>。辛島氏も室町より戦国時代には大内氏の被官になって武士的活動を見せている。

漆島氏は平安時代の初期に、辛島赤丸(赤麻呂)が漆島宿称の姓を賜ってより帰化姓の勝をすて、朝臣につぐ宿称姓の氏族へと上昇した。その本宗は辛島郷司と辛島(泉社)社司職をもち、再び辛島と称し、その庶流が樋田(瀬)社司職を得て樋田(日田)と称した。はじめにふれたように、この系図は漆島氏の一族、樋田氏に伝来したものである。系図の記載では、並清が樋田十郎大夫と称したのに始まる。その他の庶家は本系図とどの様につながるのかは、系図を失ったり、古い文書を伝えないために明らかにできない。

### 三、系図の内容

次に系図の内容の紹介と検討に移ろう。次に掲げるように、五枚の紙を継いで書かれたもので、第一紙の最初の部分は破損しているが、冒頭の懸守より書き起

(前欠損)



されたことは確かである。第五紙の最後は継目より紛失して、文字の右半分を残すので、まだ続いていたことが察せられる。この記載は総じて極めて簡略で古い系図の特色を示すものであるが、現在知られている漆島氏関係の史料と比較して検討して見たい。

註(1) 『編年大友史料』編集時に寄稿して、巻十六に載せられた。その他若干のものが、『大宰府史料』中世篇、『鎮西探題史料』などに収められている。

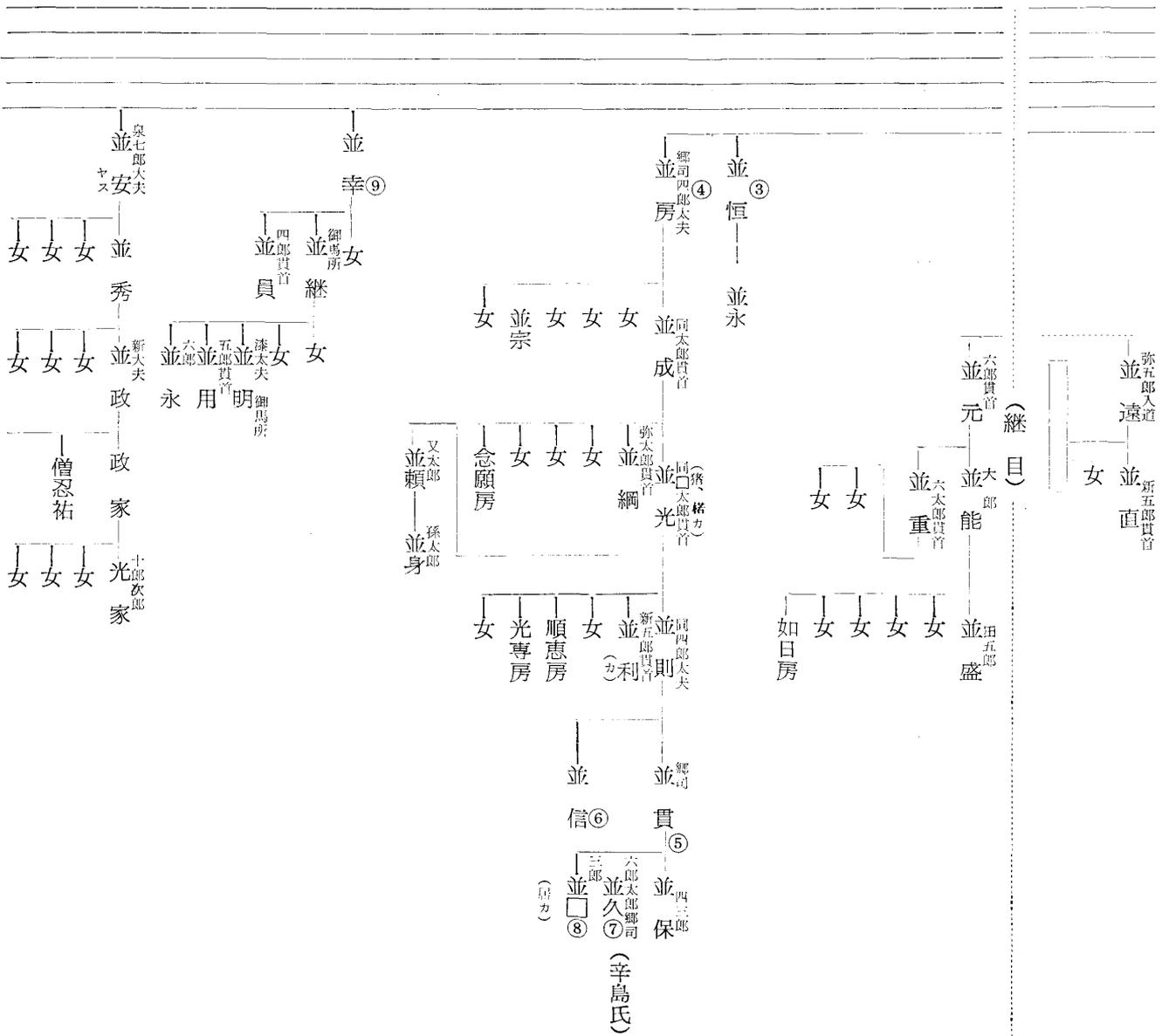
(2) 北氏は漆島氏とは関係が見られない家であるが、宇佐八幡の神宮寺旧弥勒寺喜多院に関係するもので、樋田家の古文書の一部と思われるものを所有している。他の文書は、『大分県史料(2)』に全て収められている。

(3) 宇佐八幡宮文書。

(4) 辛島文書16号、応永十三年、沙弥勝宗置文案。

(5) 宝龜四年正月、豊前国司解、(宇佐託宣集)。

(6) 金光文書(九州大学所蔵)によって知られる。拙稿「鎌倉時代の豊前国御家人について」(九州史学20号)参照。







- ① 懸守は、近世初期の書写である「金光系図」(筆者保管)には、懸守とある。大体平安時代初期の人物と思われる。懸はおそらく縣の誤記であろう。宇佐宮の宮司は、「延喜式」にも規定される如く、大神・宇佐二氏をもって補任し、他氏をまじえてはならないとされた。すでに早く、延暦四(七八五)年六月の大政官符にも、大宮司は大神氏、少宮司は宇佐氏と定められているので、漆島氏の大宮司補任の註記は考えられない。しかし、延暦十七年(七九八)五月廿八日の官符に、従六位下津島朝臣懸守が大宮司に任じたことが見える(東大寺要録四、弘仁十二年八月十五日官符)ので、或はこの人物を示すのかもしれない。美作の漆間系図には、漆島懸守、県主兼肥後大丞兼宇佐権大宮司とある。(姓氏家系大辞典)互の関連は明らかではないが、中世の漆島氏には、懸守の大宮司補任が伝承されていたか、美作の漆間氏の系図を借用したか明らかではない。或は津島懸守は漆島の誤写ではないかとも考えられる。更に、津島(対馬)にも漆島氏があり、(天平十年、周防国正税帳)、津島氏も龜卜を司つて祭祀を担当する氏族であったから、関係がないこともない。
- 県守以後、久包の孫清貞までは、史料の所見がない。各系図によっても各々人名に異同が見られるので、成立の時点において既に不明となっていたのであろう。
- ② 承安二年(一一七二)十二月三十日の中津尾寺座主別当神智紛失状案(到津文書16号)に辛島郷司として署判を加えているのが、史料の初見である。その後、安元元年(一一七五)九月の貫首漆島並清解(樋田文書)にも郷司として現われる。
- ③ 並恒は、元暦元年(一一八四)、散位宇佐貞時田島讓状案(永弘文書7号)に辛島郷の住人として裏判を与えている。
- ④ 並房も③と同じく、元暦元年に見える。当時は辛島郷司は某(並某)であるが、この系図より、並實であり、後年、郷司を継いだものようである。
- ⑤ 並貫、正和四年(一一三五)三月廿八日の宇佐宮神官所司等申状(到津文書17号)に貫首として見え、嘉暦二年(一一二七)、妻藤原氏と辛島郷、葛原郷の田島を氏寺の布陀寺に寄進した。当時は郷司であり、辛島社司職となつている。(辛島文書4・5号)
- ⑥ 弘安三年(一一八〇)の宇佐使下向時勅使を迎えた神官の中に見える並信と同一人物かと思われるが、年代的には明らかではない。(到津文書79号 宇佐和氣使篤成參宮記)
- ⑦ 並久に関する史料は知られないが、系図に郷司の記載が見られ、弟並居と思われる⑧の人物は、正平十二年(一一五七)の頃に史料にあらわれるので(辛島文書8・9・11号)辛島氏の惣領であった沙弥勝宗と同一人物と考えられる。明徳二年(一一三九)より、応永十三年(一一四〇六)にかけて、辛島・葛原郷の所領を子息に譲与している。(辛島文書12・18号)泉社司職をも帯していたので(辛島文書13号)辛島氏の惣領と推測した。辛島氏は以後親之、守親の兄弟の子孫が継承するがここには記載されていない。
- ⑧ 安元元年の並清解(樋田文書)に辛島郷内の名主として現われる。郷司並実とは兄弟の関係であるが、年代的に一致する。
- ⑨ 同じく安元元年の史料(註②、⑨に同じ)に辛島郷内の名主として見える。並実とは叔父甥の関係である。
- ⑩ 元暦元年の史料(註③に同じ)に貫首として現われる。
- ⑪ 並親は、元暦元年の連署に貫主漆島並近とある人物と思われる。
- ⑫ 並近と同じく、元暦元年の史料に署判を加えている。
- ⑬ 並清は漆島氏の庶家、樋田家の始祖といふべき人物である。系図に樋田十郎大夫と註記が見られるが、これは後世樋の字を書き改めたものであつて日田と書かれていたらしい。樋田氏を称すのは、室町時代であつて(樋田文書による)鎌倉時代中期、並景の時代に奥と称して南北朝時代に至つている。
- 安元元年九月、物領辛島郷司並実の公事配分の圧迫に対して、解状を提出して宮裁を申請した。(樋田文書)更にそれより以前、保延三年七月その所領葛野郷内の名田に対する郷司の干渉に対して同じ様に申請を行っている。(「平安遺文」二三七一号)
- ⑮ 建暦三年(一一一三)、葛原郷内の元里名田島と男女の所従を嫡子並弘に譲与した。当時すでに彼は臨終に近く余命不幾と記している年令であつたらしい。(辛島文書1号、樋田文書、北文書13号、いづれも同文である。散位漆嶋並頼讓状)
- ⑯ 寛元元年(一一四三)五月、嫡子の助景に男女八人の所従を譲渡している。中世の下人、所従が在地領主の間に田島とともに譲与の対象とされた史料として注目すべきものである。(同年五月十四日、漆嶋並助讓状、北文書

